

1

公害対策

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 交通誘導員B 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用） 建設発生土は 市・町・村 地内の 工事現場に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は 市・町・村 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ②（民間残土受入地） 建設発生土は 鳥取 市・町・村 有富 地内の 中央建設株式会社 に運搬（片道運搬距離 14.3 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 1,100 円を 受入地 に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ③（土質改良プラント） 建設発生土は 市・町・村 地内の に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 円を に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り（無筋）7,715、（有筋）15,500 円 アスファルト塊 1m²当り 円 建設発生木材 1本当り 1,089 円 ②（他工事等流用） 〔Co雑割材・ 〕は、 市・町・村 地内 工事で使用するものとする。

④ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材(幹)は 岩美 市・町・村 浦富 地内の 吾妻商事(有) のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離 24.5 km)を想定し、1 t 当り 4,000 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

建設発生木材(枝葉、根部)は 市・町・村 地内の のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離 km)を想定し、1 t 当り 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は 市・町・村 地内の への搬出(片道運搬距離 km)を想定し 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・
受入れ費用) コンクリート塊 八頭 市・町・村 山上(無筋) 篠波(有筋) 地内の (有)大正
(無筋) 郡家重機(有)(有筋) (運搬距離 4.5(無筋)5.3(有筋) km)、
費用 1 t 当り 1,500 円

アスファルト塊 市・町・村 地内の
(運搬距離 km)、費用 1 t 当り 円

建設発生木材(竹) 鳥取 市・町・村 上原 地内の 千代興業(有)
(運搬距離 18.6 km)、費用 1 t 当り 15,000 円

その他(廃プラスチック) 市・町・村 地内の
(運搬距離 km)、費用 1 m³ 当り 円

(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 30 cm以下、長さ m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

については、 市・町・村 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 km)を想定し、その費用として1 t 当り 円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifestsで運搬量(体積(空m ³))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	折れ点を2点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材 搬出量	manifests又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (manifests)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき manifests を作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	① 建設発生土の使用) <u>他</u>工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：<u>工事用道路、仮締切、沈砂池</u>に使用する。 ②（再生資材の使用） ア Co雑割材は、<u> </u>工事から運搬し、使用箇所：<u> </u>に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、<u> </u>工事から運搬し、使用箇所：<u> </u>に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc- 40 〕は、使用箇所：<u>基礎碎石、路盤</u>に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-<u> </u>〕は、使用箇所：<u> </u>に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：<u> </u>〕は、使用箇所：<u> </u>に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：<u> </u>〕〔規格：<u> </u>〕は、使用箇所：<u> </u>に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	① （農地の一時転用について） 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ② （農地の賃貸借） ア <u>工事用道路、仮設ヤード</u>の用途に使用するため、<u>八頭 市・町・村 32-1, 34-2</u>を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の賃貸権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	①（自社施工） 本工事においては、<u>（※）</u><u> </u>工（<u> </u>工を除く）のうち少なくとも<u> </u>千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル4）を記載する。 ②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、<u>契約工事名</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③（景観評価）

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
 イ ~~景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。~~

④（工事成績評定）

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と〔する・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
 ア ~~請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事~~
 イ ~~鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）~~
 ウ ~~災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事~~
 エ ~~機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）~~
 オ ~~工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）~~

⑤（監督体制）

本工事は監督体制は〔一般・重点〕監督とする。
 重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
 なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥（三者協議）

本工事は、~~（対象工事の区分を記載）~~ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。~~（重点監督工事等に適用）~~

⑦（技能士常駐）

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。
 ア 技能士種別：鉄筋施工技能士、該当工種：洪水吐工、特記事項根拠：12-9 頁
 イ 技能士種別：鉄筋施工技能士、該当工種：取水施設工、特記事項根拠：12-9 頁
 ウ 技能士種別：技能士、該当工種：工、特記事項根拠：頁

⑧（電子納品）

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
 情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。
 電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。
 オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

⑨（情報共有システム）

情報共有システム（以下「システム」という。）を利用すること。
 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。
 システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り ラフテレーンクレーン16ton、25ton 〕〕

⑫（現場環境改善）

【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等

~~【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）~~

~~現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。~~

⑬（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭（現場管理費補正）

【治山工事、林道工事以外】（該当しない場合は削除）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知）の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~【治山工事、林道工事】（該当しない場合は削除）~~

本工事は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年7月31日付第201900109943号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第201900108860号県土整備部治山砂防課長通知）の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~⑮（日本芝生産地への配慮）~~

~~日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。~~

~~ア「張芝工・筋芝工」は、日本芝の「野芝・高麗芝」を使用すること。~~

~~イ「植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工」に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。~~

~~ウ「わら芝工・植生シート工・植生マット工」に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1㎡当たり〇〇円を見込んでいる。~~

⑯（ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)]）

~~【農業農村整備工事以外】（該当しない場合は削除）~~

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

【農業農村整備工事】（該当しない場合は削除）

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「鳥取県農林水産部ICT活用工事実施要領」によること。

実施要領の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/301989.htm>を参照すること。

⑰（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱（標示板の設置）

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑲（CCUS活用推奨工事[受注者希望型]）【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUSの活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm>を参照すること。

⑳（遠隔臨場）

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

② (快適トイレの試行)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】(該当しない場合は削除)

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】~~

~~(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。~~

その他

2. 【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする。

※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料 0.5 日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

㉓（大型コンクリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が 8.0m を超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

㉔（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



㉕（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照）

㉖（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>）に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
塩化ビニル管	φ 20mm	14.6 本	R8. 9
高密度ポリエチレン管	φ 400mm	146.5m	R8. 9

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

現場説明書(1/2)

特記事項 東部農林
(R3. 4. 1 改訂)

千代川水系における濁水防止対策

1 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、あらかじめ千代川漁業対策協議会事業調整会議において調整している。工事実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ（H27. 7. 28 千代川漁業対策協議会）」に基づき以下の事項を遵守して、汚濁防止に努めること。
また、「具体的で詳細な濁水対策」を施工計画書に明記するとともに、実際に作業を行うオペレーターをはじめとする全ての現場作業員に対して、新規入場者教育や毎日の朝礼等の機会に「具体的で詳細な濁水対策の行い方」を指導するなど、積極的な濁水対策を徹底すること。

- ア 受注者は、汚濁防止（仮設足場等の設置を含む）に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「ク 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。
- イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。
- ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。
- エ 汚濁を生じる恐れのある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会を求めること。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。
- オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。
- カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は（赤）とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。
- キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日（1日程度）の前後の期間（10日程度）は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行ったうえで細心の注意を払い作業を行うこと。なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。
- ク 留意事項

河床掘削関係	(1)河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削とすること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2)発生した玉石（概ね 20 cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。
石積工関係	(1)石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。
仮設道路関係	(1)仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を構じること。
土のう関係	(1)河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（赤色）を打ち、設置時及び撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2)土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。
沈砂池関係	(1)原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2)沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3)高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4)沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数（連数）とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5)ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基数を増やす等、効果を見ながら対応すること。

2 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。

- ア 確認時期
 - ・工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバックホウ等が現地にある時期とすること。
- イ 確認事項
 - ＜河床状況＞
 - ・玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。
 - ・平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。
 - ＜仮設材（大型土のう等）等の撤去＞
 - ・仮設材（大型土のう等）が全て撤去されているか。
 - ・設置時及び撤去時数量の管理資料（赤色番号入り空袋写真等）
 - ＜工事資材や発生したゴミ等の撤去＞
 - ・工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。

現場説明書(2/2)

特記事項 東部農林
(R3.4.1改訂)

事故防止対策	・受注者は、<u>鳥取県土木工事共通仕様書及び鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づき、公益占有物件にかかる事前調査・所有者等との調整・必要に応じて対策を行い、事故防止を確実に実施すること。</u> ※工業用水道管については、鳥取県企業局のホームページで概略位置を確認のうえ、必要に応じて管理者に協議を行うこと。（URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/205136.htm）
モニタリング調査等	・当工事はモニタリング調査（施工形態動向調査）対象工事（工種：_____）であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。 ・当工事は施工合理化調査対象工事（工種：_____）であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
針適用	・当工事は「鳥取県公共事業環境配慮指針」適用工事であるため、別紙環境配慮チェックリストの「検討必要」事項を配慮するよう努めること。配慮した場合、環境配慮リストの「配慮した」欄をチェックし、配慮できなかった場合はその理由を附し、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
実態調査	・当工事は「建設副産物実態調査」対象工事であるため、別途監督員から渡される調査票等に記載の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
その他	1 工事完成通知書の提出に先立って、県は鳥取県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第3編 1-1-5に基づき実施する段階確認の最終項目として「臨場による現地完成確認」を行う。 2 請負業者は共通仕様書第3編 1-1-5に基づき、県に提出する段階確認報告書の段階確認項目に「臨場による現地完成確認」を明記すること。 3 現場説明書の要領等の最終改正は、鳥取県のホームページ「とりネット」に掲載してありますので確認下さい。

※明示する事項を____部分に記入または追記し、不要部分は○で削除して使用すること。

工事特記仕様書

第1章 総 則

本工事の仕様、指示に当たりその優先順位は次のとおりとする。

- 1 本特記仕様書
- 2 設計図書（図面含む）
- 3 鳥取県土木工事共通仕様書（令和8年4月1日一部改定）
- 4 農林水産省土木工事共通仕様書（令和8年3月26日改正）

第2章 工事概要 工事概要書のとおりに

第3章 仮設工

- 1 本体工事に先立ち、工事用道路及び降雨時における排水及び濁水対策を講じてから本体工事に着手すること。特に、濁水対策（底樋完成まで）においては沈砂池を設け下流域に濁水を発生させないこと。また、沈砂池については機能を十分発揮出よう、適切に管理を行うこと。
- 2 水替え工
 - 1) 施工時における水替えはφ400 と同等以上の流下能力を有する仮排水管により行うことを想定している。
 - 2) 受注者は、施工前及び施工時の排水量を調査し、想定される排水量について必要に応じて監督員と協議すること。排水能力の変更が必要と認められた場合、変更契約の変更対象とする。
- 3 工事用道路
 - 1) 工事用道路、仮締切り、沈砂池に使用する盛土材は、他工事からの流用を想定しているが、監督員の指示により購入土（山上）に変更する場合がある。
 - 2) 工事用道路は完成後撤去し、撤去土は民間残土処分場へ搬出することとしているが、残土の他工事流用が可能となった場合は、監督員の指示に従うこと。

- 3) 工事用道路設置前に境界を確認し施工すること。現地に差異がある場合は監督員と協議すること。
- 4) 工事用道路撤去後、地権者との確認を行うこと。

第4章 施工条件

1 掘削について

堤体上流部は表土はぎを想定していないが、草・礫等盛土に不適切なものがあれば堤体盛土として使用せず、民間残土処分場へ搬出すること。

2 盛土材について

- 1) 盛土材については、株式会社大谷組の土取場（鳥取市長谷地内）の粘性土を購入する予定（現着締固単価で設計計上）である。
設計搬入土量（以下、長谷購入土という。）：1,258m³（鳥取市長谷地内）
- 2) 長谷購入土は仮置きを想定していないため、必要量のみ運搬すること。

3 盛土・資材等仮置場について

- 1) 堤体上下流を盛土材及び資材の仮置場として使用する計画としている。
- 2) 施工前に範囲を確認し施工すること。現地に差異がある場合は監督員と協議すること。

4 構造物設置地盤の地盤支持力条件

地盤反力条件（平板載荷試験確認値）

構造物施工前に、床掘面で確認すべき地盤反力は、下記のとおりである。

土質によって追加する場合があるため留意すること。

<洪水吐工>

- 移行部 : 102kN/m²
- 放水路部 : 91kN/m²
- 減勢工部 : 103kN/m²

<取水施設工>

- BOX部 : 141kN/m²
- 底樋管部 : 319kN/m²
- 重力式擁壁部 : 122kN/m²

第5章 段階確認

段階確認は鳥取県土木工事共通仕様書及び堤体盛土（別紙4）、底樋・洪水吐（別紙5）段階確認に基づき行うこととし、立会時期については工程計画を受理した後に監督員と協議し決定すること。

第6章 施工方法

1 堤体盛土

【予備盛土試験】

受注者は、設計条件及び施工の基準を確認するために、監督員と協議及び立会の上、予備盛土試験を行わなければならない。なお、この試験に基づき、まきだし厚、転圧機械及び転圧回数を決定し、施工計画を樹立する。

予備盛土試験について（別紙１）及び盛土試験方法（別紙２）に基づいて実施しなければならない。

【盛土材料】

盛土、埋戻材料の使用箇所は（別紙７）による。受注者は、指示した材料に変化の生じた場合、監督員と協議の上、その指示を受けなければならない。

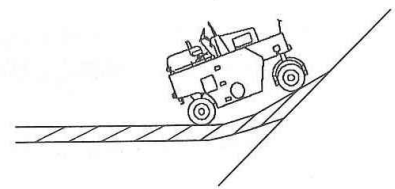
【盛土材料の含水比調整】

受注者は、土質試験によって得られた最大乾燥密度となる含水比を考慮し、所定の密度を得られるよう施工しなければならない。

また、含水比の調整方法については、監督員と十分協議の上、承認された方法によるなければならない。

【堤体盛土工】

- 1) 受注者は、予備盛土試験に基づき、所定の品質が得られたまきだし厚、転圧機械及び締固回数により転圧することとし、予備盛土試験に基づかない締固方法を行ってはならない。
- 2) 受注者は、予備盛土試験によって示された転圧回数等によって所定の転圧効果（密度）が得られない場合は、原因を調査し、受注者の責任による場合は受注者の負担により土の入れ替えを行い、これ以外の原因による場合は、監督員と協議の上、その指示に従わなければならない。
- 3) 受注者は、監督員が堤体基盤の状況を確認するまでは、その上に盛土（埋戻）を行ってはならない。
- 4) 受注者は、構造物の周囲 60cm 及び現場打設する底樋管の頂部から 60cm の範囲は、タンパ 60～100kg 等を用いて入念に転圧するものとする。
- 5) 受注者は、締め固めを行う場合、締め固め軌跡を前軌跡と 30cm 以上重複させて転圧しなければならない。
- 6) 堤体の地山接続部は、機械施工の場合、地山の損傷が少ないよう右図のように施工すること。機械施工ができない部分については、タンパやランマ等で入念に締め固めること。
- 7) 地山接続部で露岩が認められる場合はコンタクトクレイを施し、盛土材とのなじみが良くなるようにすること。
- 8) 堤体盛土において、既施工部との擦り付ける際には必ず盛土を掻き起こしてなじみを良くすること。
- 9) 築堤箇所において湧水が認められる場合は監督員に報告し、措置の方法について監督員の了解を受けてから築堤を行うこと。また、位置や湧水の量について記録すること。



【品質管理】

受注者は、堤体盛土及び洪水吐、取水施設埋戻土の品質を管理する場合、堤体盛土の品質管理（別紙３）に基づいて管理しなければならない。

なお、土の搬入状況により現場密度の測定回数が変更となるので監督員と別途協議すること。

2 改良工

1) 基礎地盤

【基礎地盤のセメント改良（上流）】

基礎地盤（上流）は、セメント改良を行う計画としている。一般軟弱土用セメント系固化材を 50kg/m³ 配合する計画としているが、六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号）及びセメント配合試験を実施し、配合量及びセメントの種類についてまとめ、監督員に提出し承認を得てから改良等の作業を行うこと。なお、目標とする一軸圧縮強度は、室内強度 $q_u=320\text{KN/m}^2$ 、現場強度 $q_u=160\text{KN/m}^2$ とする。

【基礎地盤のセメント改良（下流）】

基礎地盤（下流）は、セメント改良を行う計画としている。一般軟弱土用セメント系固化材を 70kg/m³ 配合する計画としているが、六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号）及びセメント配合試験を実施し、配合量及びセメントの種類についてまとめ、監督員に提出し承認を得てから改良等の作業を行うこと。なお、目標とする一軸圧縮強度は、室内強度 $q_u=214\text{KN/m}^2$ 、現場強度 $q_u=160\text{KN/m}^2$ とする。

2) 洪水吐工、取水施設工

洪水吐工、取水施設工において、一部、上記の改良範囲を床掘埋戻しする必要があるため、当該箇所については、下記のとおり改良を行い埋戻しすること。

【洪水吐埋戻土（基礎地盤改良部分）】

一般軟弱土用セメント系固化材を 50kg/m³ 配合する計画としているが、六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号）及びセメント配合試験を実施し、配合量及びセメントの種類についてまとめ、監督員に提出し承認を得てから改良等の作業を行うこと。なお、目標とする一軸圧縮強度は、室内強度 $q_u=320\text{KN/m}^2$ 、現場強度 $q_u=160\text{KN/m}^2$ とする。

【取水施設埋戻土（基礎地盤改良部分）】

一般軟弱土用セメント系固化材を 50kg/m³ 配合する計画としているが、六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号）及びセメント配合試験を実施し、配合量及びセメントの種類についてまとめ、監督員に提出し承認を得てから改良等の作業を行うこと。なお、目標とする一軸圧縮強度は、室内強度 $q_u=320\text{KN/m}^2$ 、現場強度 $q_u=160\text{KN/m}^2$ とする。

3) 仮設工

【工事用道路、ため池内盛土仮置場地盤改良（泥土部）】

工事用道路地盤改良（泥土部）は、セメント改良を行う計画としている。一般軟弱土用セメント系固化材を 100kg/m³ 配合する計画としているが、六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号）及びセメント配合試験を実施し、配合量及びセメントの種類についてまとめ、監督員に提出し承認を得てから改良等の作業を行うこと。なお、目標とする一軸圧縮強度は、室内強度 $q_u=480\text{KN/m}^2$ 、現場強度 $q_u=240\text{KN/m}^2$ とする。

【六価クロム溶出試験等】

改良工の施工前、施工後には、下記の試験実施を見込んでいる。

施工前（配合試験時）	基礎地盤（上流）	六価クロム溶出試験	1 検体
	基礎地盤（下流）	六価クロム溶出試験	1 検体
	洪水吐	六価クロム溶出試験	1 検体
	取水施設	六価クロム溶出試験	1 検体
	工事用道路	六価クロム溶出試験	1 検体
施工後	基礎地盤（上流）	六価クロム溶出試験	1 検体
	基礎地盤（下流）	六価クロム溶出試験	1 検体
	工事用道路	六価クロム溶出試験	1 検体

3 盛土工

地山接続部及び構造物周辺の盛土施工に際しては、コンタクトクレイ等施工するなど、盛土材とのなじみが良くなるように施工すること。

4 旧底樋の撤去

旧底樋は完全に撤去することを原則とする。

第7章 その他事項

1 ゲート等の取り扱い説明書の提出について

完成時には、使用方法、維持管理方法（ゲートの塗装塗り替え、グリス、部品交換時期等）を記載した説明書を3部発注者に提出すること。なお、故障時における連絡先も記載すること。

予備盛土試験の実施方法について

堤体盛土の施工方法は、堤体に必要な設計数値を満足させる必要があり、工期や経済性等にも影響を与えることから、予備盛土試験で確認する締固め機械、1層毎のまき出し厚転圧回数を基に決定する。

予備盛土試験は、施工管理基準の決定と現場担当者の盛土工事に関する予備知識を高めることも目的としている。

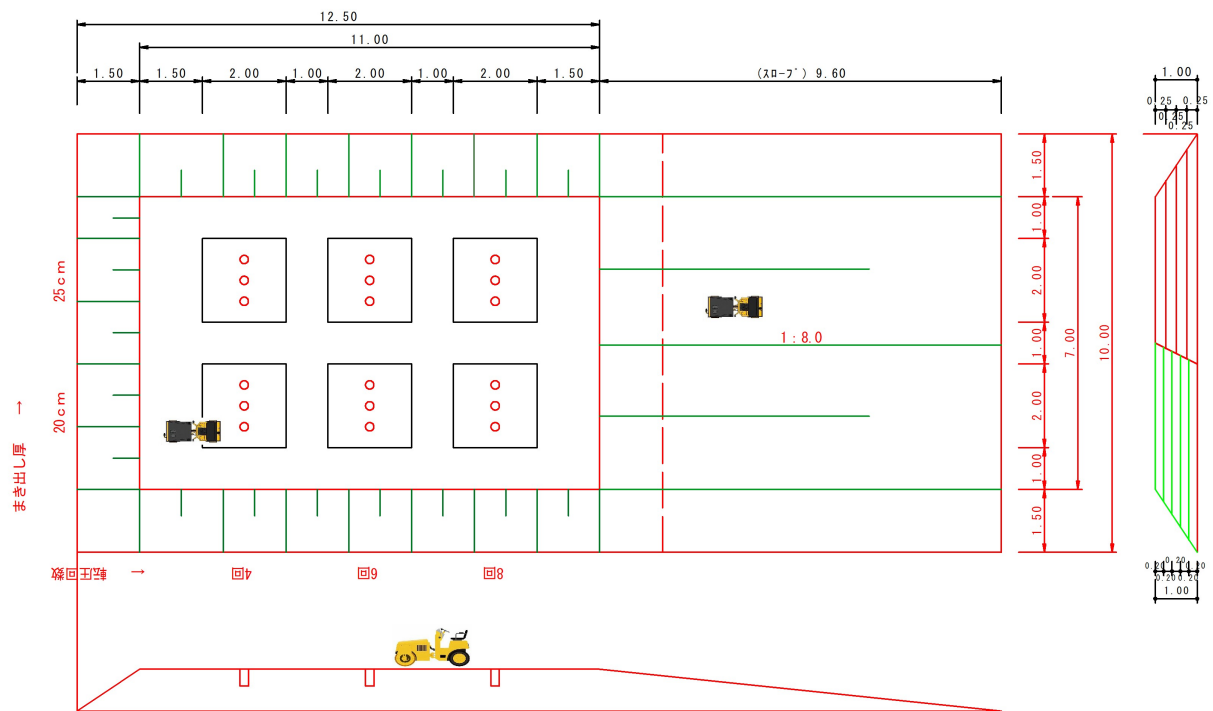
1. 予備盛土試験の方法

- (1) 試験場所は、できる限り平坦で排水条件の良い場所を選定する。ある程度の広さが必要（次頁参照）で、場所が確保できなければ、転圧方法を変えた1m程度の土と土質試験を数回繰り返す必要がある。
- (2) 試験用土は、本施工と同一の材料を用いる。含水比は、自然含水比（現場含水比）で行うことが一般的で、降雨時は含水比が高くなるため避ける。
- (3) まき出しは、使用機械及び土質、施工能力等を考慮して決定する。一般に遮水性材は15～40cmの範囲で、2～3種類で行う。（イメージ図：別紙2）また、まき出し機械は、一般にブルドーザ又はバックホウを用いる。
- (4) 締固め機械は、振動ローラ・振動コンパクタ・ランマ等を用いる。転圧時の留意点は本施工と同様とする。（ラップ幅、転圧面の処理方法等）転圧速度は、転圧機械の標準速度（本施工時の速度）とする。
- (5) 転圧回数は、通常2～10回とされている。（1往復で2回）高含水比の場合は、過転圧に注意が必要である。

2. 土質試験

- (1) 予備盛土試験の結果を把握するため、まき出し厚（又は仕上り厚）及び転圧回数と密度及び透水係数との関係を整理する。
- (2) 密度試験は、JISに基づく方法で実施することとするが、現場含水比試験は、フライパン法により測定してもよい。（参考：別紙6）
- (3) 土質試験は、適切な結果を得るため、十分な盛土厚になってから実施すること。特に、透水試験を行うためには盛土厚が1m程度になっていることが必要と考えられる。

(別紙2)



まき出し厚及び転圧回数、機種については実施内容にて監督員と協議を行うこと。

※試験方法等については 土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」 技術書〔フィルダム編〕474 頁

(別紙3)

堤体盛土の品質管理

項 目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）項目	規格値
堤体土 （覆土・さや土）	材 料	土粒子の密度試験 （粒度試験） 含水比試験 突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1202 （JIS A 1204） JIS A 1203 JIS A 1210	工事着手前に1回及び盛 土材料が変化した時 ※粒度試験は盛土材料が変 化した時に実施	
	施 工	現場密度の測定 ※現場含水比試験は、フライパン法によ り測定してもよい。（参考：別紙6）	JIS A 1214	盛土高さ 60cm に達するご とに、50～100m 間隔で 1 回	D 値 95% 以上

(別紙 4)

段階確認

堤体盛土

施工段階	内 容		提出書類	監 督		備考
	項 目	留意事項		方法	頻 度	
予備盛土試験時	現場密度	適切な盛土厚で試験していることを確認する。	段階確認書	確認	試験パターン毎に実施	
法線設置完了時	法線設置状況	法線方向について設計図書と対比し現地で確認する。	段階確認書	確認	1 回/ 1 法線	
床堀完了時	床堀状況	床堀線について設計図書と対比し、現地で確認すること。また、床堀面が不透水層であることを確認する。	段階確認書	確認	1 回	
築堤時	現場密度	現場密度が規格値以内であることを確認する。	段階確認書	確認	盛土高 1.2m 堤の縦断方向 50～ 100m 間隔毎に実施 する。	

注) 本書に記載されていない項目については、鳥取県土木工事監督マニュアルによる。

(別紙 5)

段階確認

底樋・洪水吐

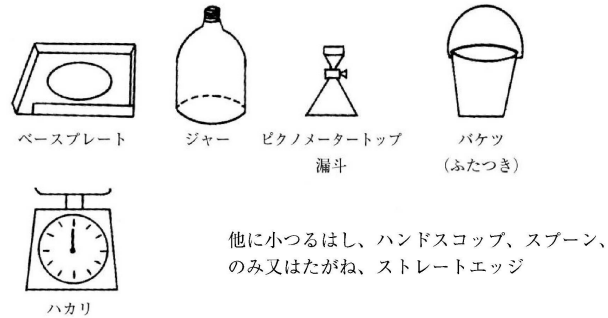
施工段階	内 容		提出書類	監督		備考
	項 目	留意事項		方法	頻 度	
床堀掘削完了時	支持地盤	監督員は掘削完了時に、掘削深さ(基準高)を測定し、支持地盤の適否を設計図書と照合して確認する。また、原則として平板載荷試験の結果により確認する。	段階確認書	確認	洪水吐 1 回 取水施設 2 回	位置・試験荷重は図面に示す通り。
鉄筋組み立て完了時	使用材量、設計図書との対比	材料確認(品質・規格)を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継ぎ手方法(継ぎ手長結束状況)及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書	確認	1 回/ロット	
施工完了時	設計図書との対比	基準高及び計上寸法等について現地で設計図書と比較し規格値内であることを確認する。	段階確認書	確認	1 回/ 1 構造物	

(別紙 6) 1/2

現場含水比試験（フライパン法）

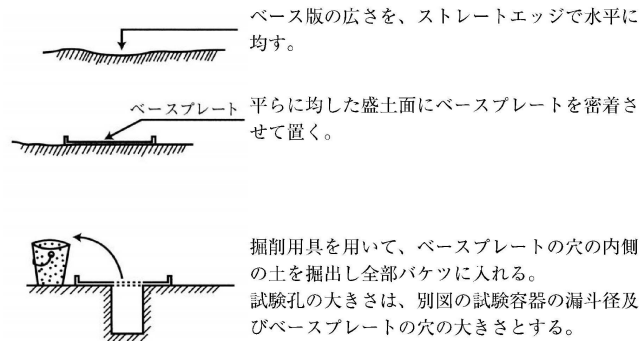
2) 現場密度試験

(1) 試験器具



(2) 試験方法

測定前の準備と試験孔の掘削方法



① バケツの重量を計る。



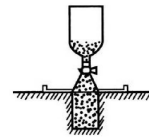
② 掘出した土の重量Wをはかり、含水比試験用に供する。
含水比測定用の用土量は表-1による。



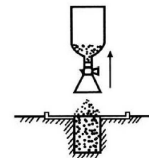
③ 試験砂をジャーに入れバルブを締める。



④ 測定器と砂の重量を計る。



⑤ 漏斗をベースプレートの穴に合わせ、バルブを開放し振動を与えないよう砂の移動が終るまで待つ。砂の静止後バルブを締める。



⑥ 持ち上げる。



⑦ 測定器に残った砂の重量を計る。
各種測定値を別紙報告用紙に記入する。

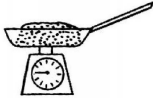
表-1 土の最大粒径に対する試験孔の最大体積及び含水比試験に要する
試料の最少量

土の最大粒径 (mm)	試験孔最小体積 (cm ³)	含水比試験用の試料最小量 (g)
5	700	100
12.5	1,400	250
25	2,100	500
50	2,800	1,000

3) 現場含水比試験 (フライパン法)

(1) 試験器具 フライパン (20cm～30cm)、コンロ、ハカリ、ヘラ

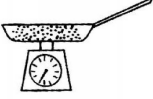
(2) 試験方法



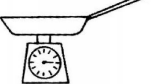
⑧ 密度試験で掘出した試料を表-1以上の量をフライパンに入れ重量を計る。



⑨ コンロにかけて乾燥さす。

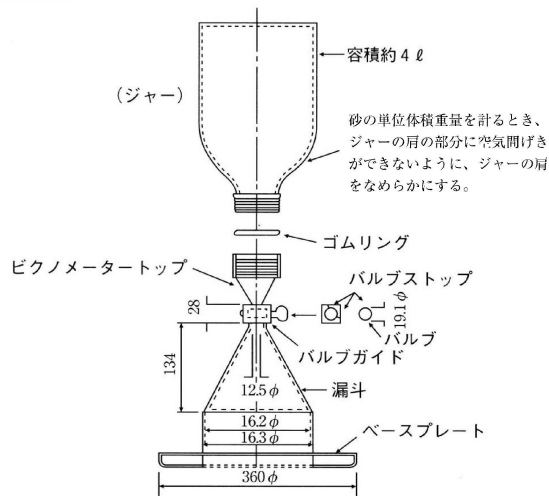


⑩ 乾燥後の重量を計る。



⑪ フライパンの重量を計る。

⑫ 含水比 = $\frac{⑧-⑩}{⑩-⑪} \times 100 (\%)$



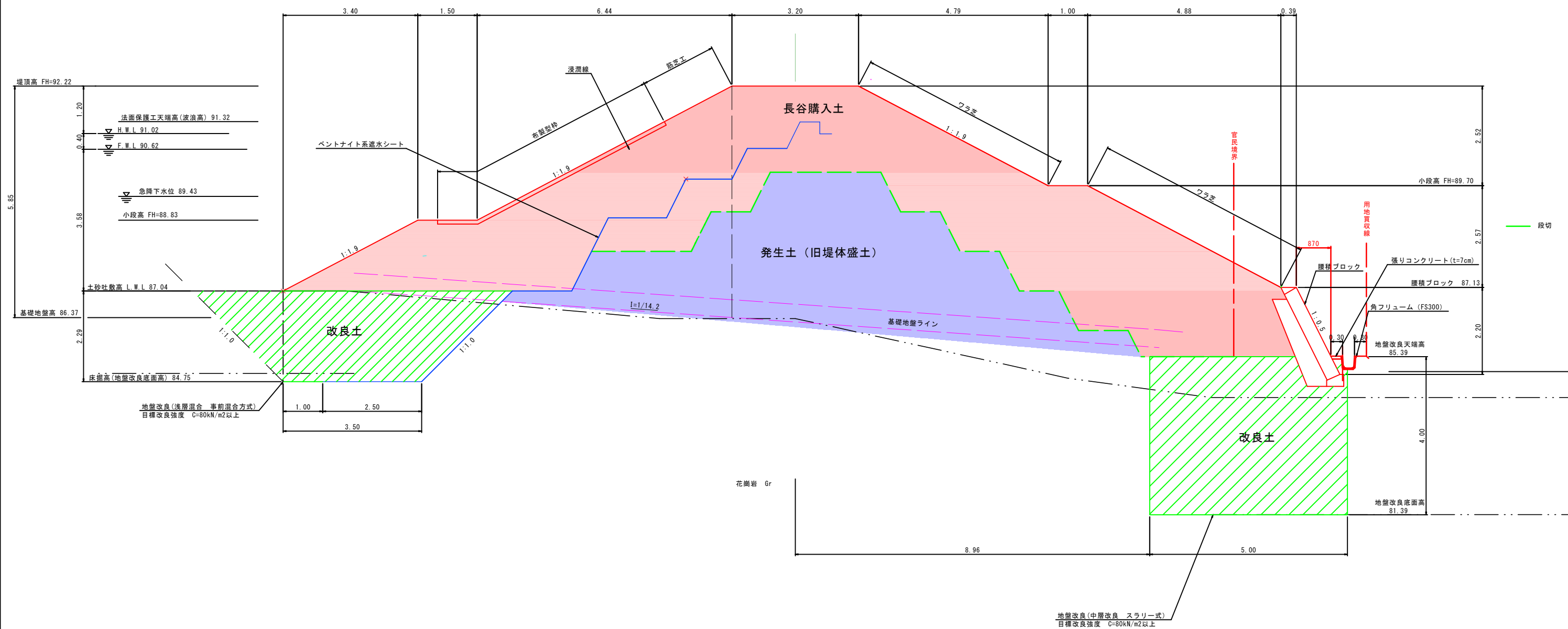
砂置換法による土の現場密度試験

平成 年度 事業 地区 試験日 平成 年 月 日

工 事		請 負 者		測 定 者			
図 示	番 号	内 容 説 明	算 式	No= EL=	No= EL=	No= EL=	
	①	試験用砂の密度 (単位体積重量)					
	②	容器と砂の重量	はかりで 計量のこと				
	③	試験孔内の土の 湿潤重量	容器重量は事前に 計量しておくこと				
	④	試験孔及び漏斗内の 砂の重量	②－⑤				
	⑤	④で使用し、残った 容器・砂の重量	はかりで 計量のこと				
	⑥	漏斗内の砂の重量					
	⑦	試験孔内の砂の重量	④－⑥				
	⑧	試験孔内の体積	⑦／①				
	⑨	土の湿潤密度	③／⑧				
	⑩	フライパンの重量	はかりで 計量のこと				
	⑪	乾燥前の土と フライパンの重量	はかりで 計量のこと				
	⑫	乾燥後の土と フライパンの重量	はかりで 計量のこと				
	⑬	土に含まれる水分量	⑪－⑫				
	⑭	(最適含水比) 含水比	⑬/ ⑫－⑩) %	()	()	()	
	⑮	試験孔内の 土の乾燥重量	③/ 1＋⑭/100				
	⑯	土の乾燥密度	⑮／⑧				
	⑰	最大乾燥密度	土質試験 調査による				
	⑱	締固率 (D 値)	⑯／⑰				

築堤盛土材、埋戻材（参考図）

S=1 : 50



(様式－２)

通 知 書 (案)

第

令和 年 月 日 号

八頭県土整備事務所長
森 泰雄 様

発注者職氏名 東部農林事務所長 丸田 謙一
(公 印 省 略)
住 所 鳥取市立川町六丁目 1 7 6 番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知
します。

記

連絡先	所 属 名	鳥取県東部農林事務所地域整備課		
	担当者職氏名 フリガナ	係長 いしだ たかし 石田 敬		
	電 話 番 号	0 8 5 7 - 2 0 - 3 5 7 4		
工事の内容	工事の名称	奥谷地区ため池整備（岩井谷ため池）工事		
	工事の場所	八頭郡八頭町奥谷		
	工事の概要	工事の種類 ☐建築物に係る解体工事 ☐建築物に係る新築又は増築の工事 ☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ■建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ため池工事）注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円（税込） 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円（税込）		
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 工事着手予定日：令和 年 月 日		
	請負者	会 社 名		現場代理人氏名 フリガナ
所 在 地		〒		
電 話 番 号			ファクシミリ	

※受付番号：_____

注 1）建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

添付資料 ☐別表 1 ☐別表 2 ☒別表 3
 ☒位置図
 ☒設計図（平面図）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☒ その他(ため池)			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 不明 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 0.5 m その他()			
工作物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 4.0 m 通学路 ☐ 有 ☒ 無 その他()			
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無			
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無		
	その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☒ コンクリート塊	使用 291.9 トン 処分 125.0 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
			☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☒ 建設発生木材	12.5 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

法令等による規制状況調査書

工事名	奥谷地区ため池整備(岩井谷ため池)工事		工事場所	八頭町八頭郡奥谷				
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の 要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
道路法	☐ 24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					☐	
	☐ 32条(道路の占用の許可申請)	要(否)					☐	
		要(否)					☐	
	☐ 95条の2(公安委員会との調整)	要(否)					☐	
河川法	☐ 20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					☐	
	☐ 24条(河川の占用の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 26条(工作物の新築等の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 27条(土地の掘削等の許可申請)	要(否)					☐	
鳥取県砂防指定地等管理条例	☐ 4条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要(否)					☐	
地すべり等防止法	☐ 18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要(否)					☐	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	☐ 7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要(否)					☐	
農地法	☐ 4条1項(転用の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 5条1項(一時転用の事前協議・報告) R5.2.24付第202200246188号「公共事業の施工に伴う附帯施設の設置の際の農地の一時転用の取扱いについて」(技術企画課長通知)	要(否)	八頭町農業委員会	R8.10予定	R8.11予定	工事完成まで	☐	
森林法	☐ 10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)	要(否)	八頭町産業観光課	R8.10予定	R8.11予定	工事完成まで	☐	
	☐ 27条(保安林の指定解除申請)	要(否)					☐	
	☐ 34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 伐採範囲事前協議 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf	要(否)					☐	
鳥取県漁業調整規則	☐ 48条(漁場内の岩礁破砕等の許可)	要(否)					☐	
文化財保護法	☐ 94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要(否)					☐	
	☐ 125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要(否)					☐	
自然公園法	☐ 20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 33条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					☐	
鳥取県立自然公園条例	☐ 16条1項(特別地域における行為の協議)	要(否)					☐	
	☐ 16条2項(普通地域における行為の通知)	要(否)					☐	
自然環境保全法	☐ 25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要(否)					☐	
	☐ 28条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					☐	
鳥取県自然環境保全条例	☐ 20条1項(特別地区における行為の協議)	要(否)					☐	
	☐ 20条2項(普通地区における行為の通知)	要(否)					☐	
採石法	☐ 42条の2(国等に対する適用)	要(否)					☐	
砂利採取法	☐ 43条(国等に対する適用)	要(否)					☐	
土壌汚染対策法	☐ 4条1項(土壌汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要(否)	鳥取市環境保全課	R8.5.14	R8.5.14	—	☒	対象規模以上届出必要
	☐ 届出不要		①掘削面積	1,655 m ²	②盛土面積	1,919 m ²	合計 (①+②)	3,574 m ²
	※掘削、盛土面積は、事業箇所全体における面積を記入すること。(工事毎の面積ではない) ※掘削及び盛土部分の合計の面積が3,000m ² 以上となる場合は届出が必要。ただし、盛土のみの場合は届出不要。							
景観法	☐ 16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要(否)					☐	
都市計画法	☐ 34条の2(開発行為の協議)	要(否)					☐	
水路業務法	☐ 6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要(否)					☐	
	☐ 19条1項(水路関係事項の通報)	要(否)					☐	
漁業対策協議会規約	☐ (事業調整会議等での協議)	要(否)	千代川漁協	R8.8.27	R8.8.27	工事完成まで	☐	
その他	帰属確認	要(否)					☐	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。 例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など



様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

第202600045634号

令和8年5月14日

鳥取市長 深澤 義彦 様

届出者 鳥取市立川町六丁目176番地
鳥取県東部農林事務所
所長 丸田 謙一
(公 印 省 略)

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
とおり届け出ます。

(担当) 地域整備課 石田 電話：0857-20-3574

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	八頭郡八頭町奥谷29-1外14筆 (対象地番一覧表のとおり)
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,574m ² (うち掘削部分の面積1,655m ²) 最大掘削深度4.0m
土地の形質の変更の着手予定日	令和8年10月1日(予定)
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称 工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称 有害物質使用特定 施設の種類の 有害物質使用特定 施設の設置場所 特定有害物質の種 類

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。